資料2

議題２　門型標識以外の大型標識の点検頻度について（豊田市提出）

市名	回答 (1)大型標識(F型、T型等)の点検で、【標識の大きさ(支柱径や高さ等)で点検頻度を個別に定めていれば】その考え方
名古屋市	本市では、小規模附属物点検要領（平成２９年３月　国土交通省道路局）に基づき、路側式以外の片持ち式（信号柱に添加してある地点名標識を含む）の標識について、１０年に一回の近接目視による詳細点検及び５年に１回の中間点検を順次実施しているところです。
豊橋市	当市においても大型標識は倒壊時の交通への影響が大きいと考えており、市職員による５年に１回の頻度で近接目視による点検を実施しています。ただし、大きさ等による区別は行っておらず、点検頻度は個別には定めておりません。
岡崎市	当市においては、国が定める小規模附属物点検要領を参考に10年に１回の詳細点検を実施、また詳細点検を補完するため、５年に１回の中間点検の実施を予定しており、市独自の標識の仕様による異なる点検頻度等の定めはありません。
一宮市	当市も、一宮市公共施設等総合管理計画（H28.11）を策定し、その施設類型ごとの長寿命化計画として「一宮市道路附属物保全計画」（H31.3）を策定しています。このなかで、F型、逆L型等の大型標識についても、倒壊時に第三者被害の影響が大きいと判断し、小規模附属物点検要領（国土交通省H29.3）に基づき点検しています。
瀬戸市	大型標識の点検について個別に定めておりません。
半田市	大型の車両系サインについては、道路法施行規則 第四条の五の六の一に則り、有資格者による点検を五年に一回の頻度で実施しています。また、大型の車両系サイン以外については毎年、職員による直営点検を実施しています。
春日井市	門型でないＦ型等の大型標識について、個別に点検頻度を定めていません。
豊川市	豊川市においても大型標識（Ｆ型、Ｔ型等）の個別施設計画を策定中ですが、現在のところ国の定める小規模附属物点検要領に基づき、１０年に１回の詳細点検で計画しています。
津島市	津島市は大型標識がないため、点検頻度等の定めはない。
碧南市	特に定めていません。
刈谷市	門型以外の標識等の定期点検は、附属物（標識、照明施設等）点検要領【国土交通省】及び附属物（標識、照明施設等）定期点検要領（案）【愛知県建設局道路維持課】により、定期点検（中間点検）と定期点検（詳細点検）を交互に５年サイクルで実施することとしております。 なお、標識の大きさ（支柱径や高さ等）で点検頻度を個別に定めておりません。
豊田市	議題提出市
安城市	特に定めていない。
西尾市	門型標識以外の大型標識なし。
蒲郡市	特に定めていません。
犬山市	当課では、標識点検について特別な定めはありません。 日常の道路パトロールの中で支障が見つかれば対応を行うのが現状です。
常滑市	当市においては、個別に定めておりません。
江南市	点検頻度を標識の大きさ（支柱径や高さ等）で個別に定めておりません。
小牧市	大型標識（F型、T型等）のうち、ドライバー系施設案内サイン等については、小牧市におけるサイン標識点検方針により点検頻度を定めています。 概要としては、日常点検については年に１回、定期点検については初回5年経過後、2回目を初回から5年経過後、3回目以降を2回目から3年経過ごとに行っています。
稲沢市	現時点では法令に定められた標識のみ点検を行うことにしています。
新城市	点検頻度は個別に定めておらず、国が定める点検要領を参考に１０年に１回の点検としています。
東海市	本市では標識の大きさ等で点検頻度を個別に定めてはおりません。 今のところ、本市で管理するすべての標識の点検は、国が定める点検要領に準拠し１０年に１回実施する予定です。
大府市	本市では3年毎に標識点検を実施しております。標識の規格によって個別に定めている事項等は特にありません。
知多市	本市では、令和２年３月に知多市道路附属物修繕計画【案内標識、道路照明灯編】を策定しており、定期点検（中間点検・詳細点検）を5年毎に行っております。F型標識、倒壊時第三者被害が想定される路側式を点検対象としており、「附属物（標識、照明施設等）定期点検要領（案）【愛知県建設部道路維持課　平成３０年３月】」と同様の点検を行っています（現在知多市ではT型標識はありません）。
知立市	標識の大きさ等の構造の違いによる点検頻度の区分設定はありません。当市のが管理する大型標識の構造は、ほとんどがF型でありますので、小規模付属物点検要領（国土交通省道路局　平成29年3月）に基づき点検を実施する予定です。
尾張旭市	標識の大きさによる点検頻度の区別はない。

資料2

議題２　門型標識以外の大型標識の点検頻度について（豊田市提出）

市名	回答 (1)大型標識(F型、T型等)の点検で、【標識の大きさ(支柱径や高さ等)で点検頻度を個別に定めていれば】その考え方
高　浜　市	大型看板の点検頻度等は個別に定めていない。
岩　倉　市	点検頻度については定めていません。
豊　明　市	現在、道路附属施設の個別施設計画の策定を検討中あり、現時点では定めてはいないです。
日　進　市	点検頻度は個別に定めておりません。
田　原　市	特に定めていない。
愛　西　市	・最近譲渡されたため、点検頻度を定めていない。
清　須　市	大型標識の点検頻度については、個別に定めていません。なお、清須市内において土木課が管理している大型標識はありません。
北名古屋市	特に点検頻度は定めておりません。
弥　富　市	大型標識はありません。
みよし市	当市では、現在小規模付属物の台帳を作成中であり、点検方法の詳細については検討中であります。大型標識が道路法施行規則第４条の５の６に該当するか否かについては、他市町村の意見を伺い、今後の点検方法の参考にさせていただきたいと考えております。
あ　ま　市	片持ち式（F型）の標識が２箇所あり、平成２５年度に点検した。次回は小規模附属物点検要領に基づき、１０年に１回の詳細点検を実施する予定です。
長久手市	約５年に一回の頻度で行っています。